顧問、相談役、参与委嘱規程

（目　的）

第１条　この規程は、定款第○条に基づき顧問、相談役及び参与を委嘱する場合の基準、方法その他委嘱に必要な事項について定めることを目的とする。

（顧　問）

第２条　本組合の顧問は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

（１）本組合の資格事業たる○○業の発展向上のために有益な助言及び活動をなし得る者

（２）本組合の資格事業たる○○業に関し造詣が深く、指導的見解を有する学識者

（相談役）

第３条　本組合の相談役は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

（１）本組合の理事長として○年以上就任した者

（２）本組合の副理事長として○年以上就任した者

（３）本組合の理事又は監事として○年以上就任した者

（参　与）

第４条　本組合の参与は、前２条に該当する者以外の者であって、本組合

に対する功績の大なる者のうちから選任する。

（選任及び委嘱の方法）

第５条　本組合の顧問、相談役及び参与は、前３条に該当する者のうちから理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

（任　期）

第６条　本組合の顧問、相談役及び参与の任期は、次のとおりとする。

（１）顧　問　　　○年

（２）相談役　　　○年

（３）参　与　　　○年

（顧問、相談役及び参与の職務）

第７条　本組合の顧問及び相談役は、理事長の諮問にこたえるほか、本組合の運営に関し意見を述べることができる。

２　本組合の参与は名誉職とし、本組合の重要行事に際しては特別招集をし、これを厚く遇するものとする。

（総会等への出席）

第８条　本組合の顧問及び相談役は、通常総会その他理事長が特に必要と認めた会議に出席し、議長の求めに応じて発言できるものとする。

付　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。